

# 金融機関は預金を誰にどのように払い戻せばよいか —預金者に相続が生じた場合—

2008年7月29日

山 田 誠 一

## 1 はじめに

- (1) 預金の帰属に関する重要な最高裁判決—相続以外の場合
- (2) 本報告の範囲

## 2 預金者に相続が生じた場合

### (1) 預金の共同相続の場合

- ・ 金銭債権（可分債権）は当然に分割されるとする判決（最判昭和29年4月4日民集8巻4号819頁）
- ・ 複数の下級審判決（東京高判平成7年12月21日金融法務事情1445号56頁、東京地判平成8年2月23日金融法務事情1445号60頁、東京地判平成8年11月8日金融法務事情1499号45頁、東京地判平成9年5月28日金融法務事情1506号70頁、東京地判平成9年10月20日金融法務事情1513号58頁、東京地判平成10年8月31日訴訟月報45巻10号1835頁、浦和地川越支判平成11年7月6日判例タイムズ1030号245頁、東京地判平成15年1月17日金融・商事判例1170号49頁、東京地判平成18年7月14日金融法務事情1787号54頁）
- ・ 下級審判決についての検討
- ・ 不当利得が問題となった2つ最高裁判決
  - 最判平成16年10月26日金融法務事情1739号49頁
  - 最判平成17年7月11日金融法務事情1759号59頁
- ・ 預金の共同相続の場合についての検討
- ・ 預金を特定贈与した場合（最判平成12年9月7日金融法務事情1597号73頁）

### (2) 預金の相続開始後に発生した利息の扱い

### (3) その他

- ・ 金銭（現金）
- ・ 郵便貯金

- ・投資信託受益権
- ・生命保険金の受取人の地位

### 3 まとめ

以 上